

安全保障理事会決議 1893 (2009)

2009年10月29日、安全保障理事会第6209回会合にて採択

安全保障理事会は、

コートジボワールの情勢に関する安保理の従前の諸決議および安保理議長諸声明、とりわけ決議 1842 (2008) および 1880 (2009) を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い支持を再確認し、また、善隣、不干渉および地域協力の原則の重要性を想起し、

2009年9月29日付事務総長報告書 (S/2009/45) および国際連合コートジボワール専門化グループの2009年4月8日付 (S/2009/188) および2009年10月9日付 (S/2009/521) の報告書に留意し

とりわけ計画された大統領選挙と関連して、決議 1572 (2004) と 1643 (2005) で課された措置がコートジボワールの安定に対し継続して貢献していることを強調し、

全般的な人権状況の持続的な改善にもかかわらず、多くの性的暴力行為を含む文民に対する人権侵害の事例が同国の異なる場所で持続していることに懸念を持って留意し、かかる犯罪行為の犯人は司法手続に付されなければならないことを強調し、コートジボワールにおける全ての人権侵害および国際人道法違反に対する確固とした非難をくり返し表明し、また、女性、平和および安全に関する安保理決議 1325 (2000) 1820 (2008)、1888 (2009) および 1889 (2009)、子どもと武力紛争に関する安保理決議 1612 (2005) および 1882 (2009) 並びに武力紛争下の文民の保護に関する安保理決議 1674 (2006) を想起し、

コートジボワールにおける事態がこの地域において国際の平和および安全に対する脅威を与え続けていることを認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 決議 1572 (2004) の第7から12項により課された武器および金融並びに渡航手段に関する措置並びに決議 1643 (2005) の第6項により課されたコートジボワールからの全てのダイヤモンド原石のあらゆる国家による輸入防止措置を2010年10月31日まで更新することを決定する。
2. 決議 1880 (2009) において言及されたように、選挙過程において達成された進展および和平プロセスの主要な段階の履行に照らして、第1項に言及された期間の終了までに、上記第1項で更新された措置を再検討することを決定し、更に、上記第1項で言及された期間中に、
 - (a) 国際基準に従って、開かれた、自由な、公正かつ透明性のある大統領選挙の実施後3か月以内に、制裁体制の可能な修正を目的として、上記第1項で更新された措置の再検討

(b) この決議の第2項(a)を基礎とする再検討がその日程で予定されていない場合には、2010年4月30日までに中間的再検討を執行することを決定する。

3. ワガドゥグ政治合意に対するコートジボワールの当事者および全ての国家、とりわけ準地域における国家に対し、必要な法や規則を講じることにより適切なことを含む上記第1項において再検討された措置を全面的に履行することを求め、国際連合コートジボワール活動（UNOCI）に対し、とりわけ決議1739（2007）において決定され且つ決議1880（2009）において更新された、その能力および職務権限の範囲内で、第1項において更新された武器に関する措置の履行に対し、その全面的支援をもたらすことを求め、また更にフランス軍に対し、これに関連してその展開と能力の範囲内でUNOCIを支援することを求める。
4. 2007年9月21日付報告書（S/2007/611）、2008年10月15日付報告書（S/2008/598）および2009年10月9日付（S/2009/521）報告書において専門化グループが記述した違反を含む決議1572（2004）の第11項で課せられた措置のあらゆる違反を即時に停止させるために必要な措置をコートジボワール当局が講じるという、とりわけ安保理の要求を再びくり返し表明する。
5. ワガドゥグ政治合意に対するコートジボワールの当事者、とりわけコートジボワール当局、が決議1584（2004）の第7項に従って最初に設立された専門化グループに対し、その所在地に関わりなく、必要に応じて申告無しに共和国防衛部隊の統制下のものを含め、決議1584（2005）の第2項(a)において言及された装備、集結地、および施設並びに全ての武器、弾薬および関連物資への、とりわけ妨害されないアクセスを提供することを要求し、また、安保理決議1739（2007）および1880（2009）に定められたように、UNOCIに対しその職務権限を実行するためまたそれを支援するフランス軍に対し、同じ条件の下で、アクセスを提供することを更に要求する。
6. コートジボワールにおける選挙過程に対するあらゆる脅威、とりわけ選挙の計画に責任を有する独立選挙委員会若しくはワガドゥグ政治合意の第1.3.3および2.1.1項において言及された技術的作業員の行動への攻撃またはその活動の妨害は、決議1572（2004）の第9および11項の目的のための平和および国民和解過程に対する脅威を構成することをくり返し表明する。
7. UNOCI またはそれを支援するフランス軍の移動の自由に対する全ての深刻な妨害、若しくはUNOCI、フランス軍、事務総長特別代表、決議1880（2009）の第23項で言及された仲介者若しくはそのコートジボワールにおける特別代表の行動に対するあらゆる攻撃または妨害は決議1572（2004）の第9および11項の規定の目的にとって平和および国民和解の過程に対する脅威を構成するものとするをくり返し表明する。
8. 事務総長およびフランス政府に対し、UNOCI またはそれを支援するフランス軍の移動の自由に対するあらゆる深刻な妨害について、それに責任を有する者の名前を含めて、委員会を通して安保理に対し直ちに報告するよう要請し、また、事務総長および仲介者に対し、上記第7項に言及される彼らまたは特別代表の活動への全ての攻撃または妨害について、委員会を通して直ちに安保理に報告する

ことを要請する。

9. 全ての関係国、とりわけこの地域の国に対し、委員会に全面的に協力することを要請し、また委員会が必要と考える全ての更なる情報を要請する権限を与える。
10. 決議 1727 (2006) の第 7 項に定める専門化グループの職務権限を 2010 年 10 月 31 日まで延長することを決定し、また、事務総長に対し必要な行政上の措置をとることを要請する。
11. 決議 1727 (2006) の第 7 項(e)に言及された報告に、決議 1572 (2004) の第 9 および 11 項において記述された個人および団体に対する委員会の追加的指示を可能とするあらゆる関連情報および勧告を、適切に、含むことを決定する。
12. 専門化グループに対し、2010 年 4 月 15 日までに委員会に対し中間報告を提供することおよびその職務権限の終了の 15 日前までに委員会を通して安全保障理事会に、決議 1572 (2004) の第 7、9 および 11 項により課せられた措置の履行並びにこれに関連した勧告に関する最終的な書面による報告書を提出することを要請し、また専門化グループに対し、武器、弾薬および関連物資へのアクセスを拒否した者に関する具体的な情報をその報告書に含めることを更に要請する。
13. 事務総長に対し、UNOCI が収集し、可能な場合には専門家グループにより再検討された、コートジボワールへの武器および関連物資の供給に関する情報を、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。
14. フランス政府に対しても、フランス軍が収集し、可能な場合には専門家グループにより再検討された、コートジボワールへの武器および関連物資の供給に関する情報を、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。
15. キンバリープロセスに対しても、ダイヤモンドの生産およびコートジボワールからの違法な輸出に関する情報であって、可能な場合には専門家グループにより再検討されたものを、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。
16. 決議 1643 (2005) の第 6 項により課せられた措置は、その研究がキンバリープロセスにより調整され、且つ委員会により事案毎に承認されたことを条件として、コートジボワールのダイヤモンド生産に関する具体的な技術情報の発展を促進するための科学的研究および分析の目的のためだけに用いられる輸入には適用されないことを決定する。
17. 第 16 項にしたがって為された要請はキンバリープロセスおよび輸入する加盟国により共同して委員会に提出されるものと決定し、委員会がこの項に従って例外として承認した場合、輸入する加盟国はその研究の結果を委員会に通知し且つその研究において輸入する加盟国を支援するためコートジボワールに関する専門家委員会と遅滞なく結果を共有するものとするを更に決定する。

18. 全ての国、国際連合の関連機関並びにその他の機関およびキンバリー・プロセスを含む関係当事者に対し、とりわけ決議 1572 (2004) 第 7、9 および 11 項の規定並びに決議 1643 (2005) 第 6 項の規定により課され、上記第 1 項の規定において改めて表明された措置の違反の疑いに関する利用可能な情報を提供することにより、委員会、専門家グループ、UNOCI およびフランス軍に全面的に協力することを要請する。
19. 更にこの文脈において、全てのコートジボワールの当事者および全ての国に、とりわけこの地域のそれらに、対し、
専門化グループの構成員の安全
とりわけ専門化グループがその職務権限を実施するための個人、文書および集結地への、専門化グループによる妨害されないアクセス
を確保することを促す。
20. 特に次に該当すると認められ、委員会により指定される者に対し、対象を特定した措置を課す十分な用意があることを強調する。
- (a) とりわけワガドゥグ政治合意に規定する和平プロセスの実施を妨げることにより、コートジボワールにおける和平および国民和解の過程に対する脅威であること。
 - (b) UNOCI、それを支援するフランス軍、事務総長特別代表、仲介者またはそのコートジボワールにおける代表の行動を攻撃または妨害していること。
 - (c) UNOCI およびそれを支援するフランス軍の移動の自由に対する障害に責任を有すること。
 - (d) コートジボワールにおいて行われた人権および国際人道法の重大な違反に責任を有すること。
 - (e) 憎悪および暴力を公然に扇動していること。
 - (f) 決議第 1572 (2004) 第 7 項の規定により課された措置に違反して行動していること。
21. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。